

笠置町第 11 次高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定支援業務
プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

別添仕様書の通り

2. 業務の内容

(1) 業 務 名

笠置町第 11 次高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定支援業務

(2) 業務の内容

別添仕様書の通り

(3) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(4) 予算

令和 7 年度 基礎調査業務 2, 8 8 2, 0 0 0 万円 (税込)

令和 8 年度 計画策定業務 3, 7 0 7, 0 0 0 万円 (税込)

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

(1) 笠置町入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 笠置町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。

(5) 過去 10 年間に於いて、関西 2 府 4 県で指名停止措置を受けていないこと。

(6) 京都府内で、同一自治体より第 8 期と第 9 期計画の継続契約実績があること。

(7) プライバシーマークの認定を受けていること。

4. プロポーザル実施スケジュール

項目	期日
質疑の照会受付	令和 7 年 9 月 30 日（火）
質疑に対する回答	令和 7 年 10 月 6 日（月）
参加意思表明書の提出受付	令和 7 年 10 月 9 日（木）
審査資料の提出受付	令和 7 年 10 月 23 日（木）
企画提案の審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 11 月 6 日（木）
審査結果の通知及び契約締結	令和 7 年 11 月中旬

5. 質疑の照会・回答について

質疑がある場合は期限までにFAXでのみ照会するものとする。(様式は任意)

FAX番号：0743-95-3021

(1) 期限 令和7年9月30日(火)17時まで

(2) 照会先 笠置町 保健福祉課

(3) 回答 令和7年10月6日(月)までに本町のホームページにて公開

6. 参加意思表明書の提出について

参加意思表明書については、質疑回答後、令和7年10月9日(木)までに提出すること。

(持参のみ)

※参加意思表明書提出時に、プライバシーマークの認定書及び仕様書に記載されているすべての成果品がイメージできる他自治体での成果品を提出すること。

7. 審査資料の提出等について

審査資料について

提出締切：令和7年10月23日(木)17時必着(郵送可)

提出場所：笠置町 保健福祉課

提出書類：提出書類について、①～③は正本1部と副本5部、④～⑧は正本1部を作成し提出すること。

①企画提案書

②主担当者経歴書(様式1)

③副担当者一覧表(様式2)

※②、③について、資格の有無があれば、それを証明する書類を添付すること。

④介護保険事業計画実績書(様式3)

※関連会社等の実績は含めない。

⑤介護保険事業計画継続実績書(様式4)

※京都府内において、同一自治体から第8期と第9期を継続して受託している実績を記すこと。関連会社等の実績は含めない。

⑥計画策定契約実績書(様式5)

※平成28年度以降において、笠置町・和束町・南山城村との計画策定契約実績を記すこと。

⑦会社概要(会社案内、パンフレット等)

※事業内容、従業員数等が分かるもの。

⑧見積書

※予算金額に対して、安価な見積提示は人件費等の観点から業務遂行において信頼性を欠くため、適切な人員配置等を考慮し、適正な価格で算出すること。

8. 企画提案書の作成について

体裁は原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。
枚数の制限はしないが、要点を簡潔にまとめて作成すること。
仕様書の各項目において具体的な提案を記載すること。

9. 審査について

（1）審査方法

提出書類は、本町において、提出書類に基づきプレゼンテーションを行い、それら総合的に評価し、優秀であると認められた者を選定する。

（2）審査結果の通知

審査の結果は、参加者すべてにFAXにより通知する。

（3）優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。
交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。

（4）審査参加者が1社でも成立するものとする。

10. プレゼンテーションについて

（1）日時 令和7年11月6日（木） 午前

貴社のプレゼンテーション時間はFAX等で追って連絡する。

（2）場所・形式

場所はFAX等で追って連絡する。開始10分前には控室にて待機しておくこと。説明に20分、質疑に10分のおよそ30分とする。出席人数は3人までとする。

（3）その他

プレゼンテーションは企画提案書とその他提出書類のみで行うものとし、パワーポイント等の投影は行わない。

11. その他

- （1）企画提案に要する経費については、提案者負担とする。
- （2）提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。
- （3）仕様書の記載事項が実施されない及び成果品が納品されない場合は、指名停止を行い、公表することもあり得る。